

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 青木 義 雄

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

環境生活部

環境政策課、リサイクル推進課、市民課、生活安全課、人権推進課、
保険年金課

2 監査の範囲

平成31年4月（一部平成30年4月）から令和元年10月までの収入、
支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和元年11月22日から令和2年2月14日まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

環境生活部

環境政策課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	旅行命令の復命書について、職務権限規程に基づく手続がされていないものがあった。
	措置状況	職務権限規程に基づく手続をしました。

(2) 収入事務

ア	指摘事項	使用料について、誤った金額で徴収していたものがあった。
	措置状況	使用料の正しい金額との差額を徴収しました。

(3) 支出事務

ア	指摘事項	資金前渡について、精算されていないものがあった。
	措置状況	精算処理を行いました。
イ	指摘事項	委託料について、検査調書が作成されていないものがあった。
	措置状況	検査調書を作成しました。

リサイクル推進課

(1) 支出事務

ア	指摘事項	修繕料の支払いについて、検収手続が適切でないものがあった。
	措置状況	今後は適切な検収手続を行います。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	未登載のものについて、登載しました。
イ	指摘事項	切手の管理について、受払簿と一致していないものがあった。
	措置状況	今後は適切な管理を徹底します。
ウ	指摘事項	寄附を受けた土地について、公有財産システム及び固定資産台帳システムに未登載のものがあった
	措置状況	未登載のものについて、公有財産システム及び固定資産台帳システムに登載しました。

市民課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	旅行命令の復命書について、職務権限規程に基づく手続がされていないものがあった。
	措置状況	職務権限規程に基づく手続をしました。

生活安全課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	債権について、財産に関する調書に記載されていないものがあった。
	措置状況	今後は財産に関する調書に記載します。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	電気料について、解約時期が適切でないものがあった
	措置状況	今後は契約内容の確認を徹底します。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	未登載のものについて、登載しました。

人権推進課

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	切手の管理について、受払簿と一致していないものがあった。
	措置状況	今後は適切な管理を徹底します。

保険年金課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	高額療養費返還金について、収入振替処理が適切でないものがあつた。
	措置状況	今後は適切に収入振替処理を行います。